

○総務省告示第百六十八号

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）第五十二条第一項第三号の規定に基づき、同号の総務大臣が定める率を次のとおり定め、平成三十一年四月一日から適用する。

平成三十一年三月三十一日

総務大臣 石田 真敏

地方公務員災害補償法施行規則第五十二条第一項第三号の総務大臣の定める率は、同号イにあつては支給の対象とされた月の初日、同号ロにあつては支給された日をそれぞれ算定対象日とし、次の表の上欄に掲げる算定対象日の属する期間の区分に応じ、同表の下欄に掲げる率とする。

算定対象日が属する期間の区分	率
平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日まで	○・一一
平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで	○・〇九
平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日まで	○・〇八
平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで	○・〇六
平成二十二年四月一日から平成二十三年三月三十一日まで	○・〇五
平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで	○・〇四

平成二十四年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで	○・○三
平成二十五年四月一日から平成二十六年三月三十一日まで	○・○二
平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日まで	○・○一
平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで	○・○一
平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで	○・○一
平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで	○・○一
平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	○・○一